

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-45)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	138,710	214,021	185,123	145,542
		補正予算(b)	-	-26,611	-18,139	-
		繰越し等(c)	11,186	15,740	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	149,896	203,150	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	88,464	146,970	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針					

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	×
		1	-	-	1	1	3	7	
	年度ごとの目標値		-	-	1	3	7		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物>仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
23年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	△	
0		16か所	30か所	36か所	37か所	39か所	40		
年度ごとの目標		-	36か所	36か所	38か所	40か所			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり  (判断根拠) 対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点で想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したものの、その後、避難指示の長期化に伴い、対策地域内廃棄物量が平成28年5月時点の推計値よりも多く発生していることから、仮置場への搬入が完了した市町村数は昨年度に設定した目標値よりも少なくなっているところ。 また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、ご地元との調整が続いているところ。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。  【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、 ①災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成29年度末時点で約191万トンとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(10施設)で計画しており、平成29年度末時点で、2施設が処理を完了、7施設が稼働中、1施設が建設工事中である。  指定廃棄物の処理において、 ①福島県の県中・県南等24市町村の農林業系廃棄物の減容化事業について、平成29年6月に施設の稼働を開始した。 ②福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については建設工事に向けた準備を行っている。 ③福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。平成29年7月に栃木県について指定廃棄物を保管する農家の負担軽減策を提案し、県・保管市町と調整を行っている。また、平成29年7月に宮城県について指定廃棄物を除く8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物を圏域ごとに処理する方針を決定し、平成30年3月に仙南圏域で試験焼却が開始された。  福島県においては、平成29年11月に既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始された。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。  【測定指標】 廃棄物の処理の進捗状況が定量的に示せるよう、平成26年度から測定指標を対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において定められている市町村数と仮置場の確保・仮設処理施設の設置数に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を表していく。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会
-----------------	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名(※記入は任意)	特定廃棄物担当参事官	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----------------------	----------------	------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	491,416	657,009	473,025	401,113
		補正予算(b)	78,301	297,826	-42,450	-
		繰越し等(c)	91,433	-55,886	97,462	/
		合計(a+b+c)	661,149	898,949	528,037	
執行額(百万円)	548,242	852,812	445,447			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針</li> <li>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</li> <li>・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、二〇二〇年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(2017年11月・抜粋)</li> </ul>					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	<p>除染特別地域においては、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。</p> <p>なお、避難指示解除の要件(①空間線量率が推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民との十分な協議)が充足された地域は避難指示の解除が順次進められ、平成29年4月1日までに、帰還困難区域を除き、ほぼすべての避難指示が解除された。</p>	<p>各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり</p> <p>当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)</p>	-
		<p>政府としては、除染のみならず、モニタリングや食品の安全管理、リスクコミュニケーション等の施策を通じ、住民の方々が生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを目指し放射線防護措置に取り組んでいるところ。</p> <p>その中で除染については、除染特別地域においては、上述の通り、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了し、汚染状況重点調査地域では、平成30年3月までに、全ての市町村で面的除染が完了した。</p> <p>なお、平成28年度末までに、12市町村において、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認され、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は104市町村から92市町村になっている。</p>	<p>長期的な目標</p> <p>総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す</p>	-	

	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」を公表しており、これに沿って事業を進めている。 用地については、平成30年3月末時点で全体面積の約52.8%に当たる約874ヘクタールが契約済となっている。 施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設などの本格施設の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。 輸送については、平成30年3月までに、累計で約76万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。 除去土壌等の減容・再生利用については、平成28年4月に除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略を取りまとめ、同年6月には福島県内から発生した除去土壌を対象として「再生資源化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を公表した。これらに基づき、除去土壌の再生利用実証事業を進めているところ。					長期的な目標		
							中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入	—	
	仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	○
		—	—	2千㎡	4.5万㎡	18.4万㎡	53万㎡	50万㎡	
	年度ごとの目標		—	—	5万㎡	15万㎡	50万㎡		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  ○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んできたところ。 具体的には、国が除染を行う除染特別地域については、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。 市町村が中心となって除染を実施する汚染状況重点調査地域についても、平成30年3月までに、全ての市町村で面的除染が完了した。 なお、平成28年度末までに、12市町村において、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認され、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は104市町村から92市町村になっている。  ○平成28年3月に「中間貯蔵施設にかかる当面5年間の見通し」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 平成30年3月までに、累計で約76万㎡の除去土壌等を搬入し、施設の整備に必要な用地取得については、平成30年3月末時点で、約874haの用地を取得し、「当面5年間の見通し」で定めている目標を超えたところ。
	施策の分析	○面的除染の完了を受け、今後は、除染により生じた除去土壌等の適正管理を行うとともに、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、取組を着実に進めていくことが重要。 ○引き続き、「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	面的除染の完了を受け、今後は、除染により生じた除去土壌等の適正管理に取り組むとともに、仮置場等の原状回復に向けた取組等を着実に進めることが新たな課題となっているところ。については、平成30年度については、当該課題の現状と進捗を適切に確認できるよう、測定指標の見直しを行うこととする。 一方、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入については、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当 参事官 環境再生施設整備担 当参事官	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--	--------------------	--------------------------------------	----------	---------



評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成			
	施策の分析	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、25件の採択等実施した。</li> <li>・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、統一的資料を改訂するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者等への研修、住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、92%の受講者満足度を得た。なお、受講者の声として、必要な情報を得て不安が解消されたという声もある一方、説明内容の重点化や一回だけでは理解しにくいという声があった。</li> <li>・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)については、いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、96件の専門家派遣を実施した。</li> <li>・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、福島県に県民健康調査にかかる交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施した。</li> </ul> <p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。</li> <li>・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)は、「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。なお、実施に当たっては、参加者からの声などを踏まえ明らかになった課題について改善が必要である。</li> <li>・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、施策の方向性における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。</li> <li>・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、施策の方向性において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実を図るとされており、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。</li> </ul>			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する		
	【測定指標】	施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を継続して検討する			
学識経験を有する者の知見の活用					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					
担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射線健康管理担当参事官 前田 光哉	政策評価実施時期	平成30年6月